

茂原市教育委員会行政組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	現 行
<p>(課の事務分掌)</p> <p>第14条 第13条に規定する課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部 (略) 生涯学習課</p> <p>(1) 課の庶務に関する事。</p> <p>(2) 生涯学習推進施策の企画及び連絡調整に関する事。</p> <p>(3) 生涯学習推進本部に関する事。</p> <p>(4) 生涯学習推進協議会に関する事。</p> <p>(5) 生涯学習情報の収集及び提供に関する事。</p> <p>(6) 放課後子ども教室推進事業に関する事。</p> <p>(7) 青少年問題協議会に関する事。</p> <p>(8) 家庭教育に関する事。</p> <p>(9) 成人教育、女性教育、青少年教育（公民館によるものを除く。）に関する事。</p> <p>(10) 社会教育関係諸団体の指導育成に関する事。</p> <p>(11) 社会教育委員に関する事。</p> <p>(12) 文化財の保護に関する事。</p> <p>(13) 文化団体の育成並びに音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会等（公民館主催によるものを除く。）の開催及びその奨励に関する事。</p> <p>(14) 文化財審議会に関する事。</p> <p>(15) 茂原市立図書館に関する事。</p> <p>(16) 茂原市立図書館協議会に関する事。</p>	<p>(課の事務分掌)</p> <p>第14条 第13条に規定する課及び室の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>教育部 (略) 生涯学習課</p> <p>(1) 課の庶務に関する事。</p> <p>(2) 生涯学習推進施策の企画及び連絡調整に関する事。</p> <p>(3) 生涯学習推進本部に関する事。</p> <p>(4) 生涯学習推進協議会に関する事。</p> <p>(5) 生涯学習情報の収集及び提供に関する事。</p> <p><u>(6) 学校施設開放に関する事。</u></p> <p><u>(7) 放課後子ども教室推進事業に関する事。</u></p> <p><u>(8) 青少年問題協議会に関する事。</u></p> <p><u>(9) 家庭教育に関する事。</u></p> <p><u>(10) 成人教育、女性教育、青少年教育（公民館によるものを除く。）に関する事。</u></p> <p><u>(11) 社会教育関係諸団体の指導育成に関する事。</u></p> <p><u>(12) 社会教育委員に関する事。</u></p> <p><u>(13) 文化財の保護に関する事。</u></p> <p><u>(14) 文化団体の育成並びに音楽、演劇、美術その他の芸術の発表会等（公民館主催によるものを除く。）の開催及びその奨励に関する事。</u></p> <p><u>(15) 文化財審議会に関する事。</u></p> <p><u>(16) 茂原市立図書館に関する事。</u></p> <p><u>(17) 茂原市立図書館協議会に関する事。</u></p>

改正後	現 行
<p>体育課</p> <p>(1) 課の庶務に関する事。</p> <p>(2) 社会体育の推進に関する事。</p> <p>(3) スポーツ推進審議会に関する事。</p> <p>(4) 社会体育施設の整備に関する事。</p> <p>(5) 体育事業の実施に関する事。</p> <p>(6) スポーツの相談及び指導に関する事。</p> <p>(7) 体育協会及びスポーツ団体の育成指導に関する事。</p> <p>(8) 社会体育指導者の養成及びスポーツリーダーバンクに関する事。</p> <p>(9) スポーツ推進委員に関する事。</p> <p><u>(10) 学校施設開放に関する事。</u></p> <p><u>(11) その他社会体育の企画及び調整に関する事。</u></p> <p>(附属機関)</p> <p>第30条 茂原市教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p> <p><u>(12) いじめ対策調査会</u></p>	<p>体育課</p> <p>(1) 課の庶務に関する事。</p> <p>(2) 社会体育の推進に関する事。</p> <p>(3) スポーツ推進審議会に関する事。</p> <p>(4) 社会体育施設の整備に関する事。</p> <p>(5) 体育事業の実施に関する事。</p> <p>(6) スポーツの相談及び指導に関する事。</p> <p>(7) 体育協会及びスポーツ団体の育成指導に関する事。</p> <p>(8) 社会体育指導者の養成及びスポーツリーダーバンクに関する事。</p> <p>(9) スポーツ推進委員に関する事。</p> <p><u>(10) その他社会体育の企画及び調整に関する事。</u></p> <p>(附属機関)</p> <p>第30条 茂原市教育委員会の所管に属する附属機関は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(11) (略)</p>

附 則 (令和〇年〇月〇日茂原市教育委員会規則第〇号)
この規則は、令和4年4月1日から施行する。